

令和4年第8回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月22日 午後1時30分から
- 2 場 所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
- 3 委 員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫			6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 15名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子				
		14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 1名

5番委員	折笠 康裕				
------	-------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 3名

11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一	13番委員	皆川 庄司
-------	--------	-------	-------	-------	-------

6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳幸一郎				

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第8回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員16番・渡部 裕末委員、農業委員17番・奈良橋 渉 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員3番) 長尾好章 委員</p>	<p>始めに、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第27号1番について、農業委員3番 長尾好章より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、8月16日午後2時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>神指地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第27号2番について、推進委員5番 佐藤直意より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、親子間における農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、8月20日午後3時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>門田地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>議案第27号3番について、推進委員2番 島影盛継より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、8月13日午前11時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長 (推進委員 14 番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より 4 番について説明願います。</p> <p>議案第 27 号 4 番について、推進委員 14 番 星俊典より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、8 月 19 日午後 2 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 27 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>八田地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 6 番) 菅井洋一 委員</p>	<p>推進委員 6 番 菅井洋一より、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 1 番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細は議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、進入路を整備するものです。</p> <p>農地区分については、第 2 種農地の「その他」に該当するものであり、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、8 月 18 日午前 9 時 15 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 28 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 29 号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>各地区担当委員の調査報告を求めます。</p>

<p>会 長 (推進委員 8 番) 佐藤恒男 委員</p>	<p>南四合・町北地区担当委員より 1 番について説明願います</p> <p>推進委員 8 番 佐藤恒男より、議案第 29 号 利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 16 日午後 1 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員 14 番) 弓田秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より 2 番から 11 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番 弓田秀一より、議案第 29 号 利用権設定の 2 番から 11 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 2 番から 11 番の案件につきましては、高野地区の集落案件であり、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 12 番について説明願います。</p> <p>推進委員 10 番 武田久美子より、議案第 29 号 利用権設定の 12 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件は、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 17 日午前 10 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします</p>
<p>会 長 (推進委員 17 番) 棚木信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 13 番から 14 番について説明願います。</p> <p>推進委員 17 番棚木信治より、議案第 29 号 利用権設定の 13 番から 14 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件は、認定新規就農者に対する利用権設定です。 申請内容は、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 21 日午後 3 時 30 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 29 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議無いものと認めます。 よって、議案第 29 号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に報告に移ります。 報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、 及び報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>事務局より報告願います。</p> <p>報告第 19 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 15 番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務</p>

規則第7条第1項の規定により事務局長の専決とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

次に、報告第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
これらについては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

- なお、都市計画法上の意見としまして、全てに対し
- ①隣接する土地との境界を明確にすること。
 - ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。
 - ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。
 - ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。

との意見が付されているのに加え、

- ・更に2番には、本届出地を含めた一体的利用面積が1,000㎡以上で、建築物の建築目的とする区画形質の変更が生じる場合は、市開発管理課と協議してください。

次に、報告第21号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から3番について、報告いたします。

届出の詳細につきましては、議案書記載のとおりです。
これらの案件は、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。

なお、都市計画法上の意見としまして、全てに対し

- ①隣接する土地との境界を明確にすること。
- ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。
- ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。
- ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。

との意見が付されております。

報告は以上です。

会 長

以上、報告でございます。ご了承願います。

会 長

以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。

(午後1時55分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実に相違ないことを認め署名する。

令和4年8月22日

会津若松市農業委員会 会長

16番農業委員

17番農業委員